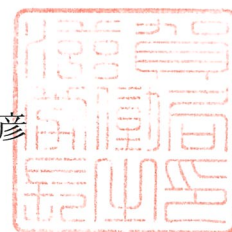




滋労発基 0826 第1号
令和7年8月26日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 木下康代 殿

滋賀労働局長
多和田 治彦



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第3号）
- 2 滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第4号）
- 3 滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年滋賀労働局最低賃金公示第2号）
- 4 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成28年滋賀労働局最低賃金公示第2号）